

○ 八千代市の有権者数 ○	
平成16年12月2日現在 (定時登録)	
男	71,652人
女	72,369人
計	144,021人



○ 編集・発行 ○	
八千代市選挙管理委員会 八千代市明るい選挙推進協議会	
八千代市大和田新田312-5 483-1151	

3月13日(日)は千葉県知事選挙

投票時間は午前7時～午後8時 棄権しないで投票しましょう！

夢たくす 明るい政治に この一票

3月13日(日)は、千葉県知事選挙の投票日です。投票時間は、午前7時から午後8時までです。今後の県政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで必ず投票しましょう。

八千代市で投票できる人

平成16年11月23日までに本市の住民基本台帳に記録された人は、昭和60年3月14日以前に生まれた人 16年11月24日から12月1日までに本市の住民基本台帳に記録された人は、昭和60年3月2日以前に生まれた人。のいずれかに該当し、引き続き3か月以上本市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人です。ただし、県外へ転出した人は投票できません。

千葉県内で転居した人は

本市の選挙人名簿に登録されている人が、県内の他の市区町村に転出した場合(市町村を単位に1回に限られます。)は、いずれかの市区町村長が発行する「引き続き住所を有することの証明書」を持参すれば本市で投票できます。

また、県内の他の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、平成16年12月2日以降に本市に転入届出した場合は、次の方法で投票できます。この場合も「引き続き住所を有することの証明書」が必要です。証明書に関する問い合わせは、戸籍住民課(☎483-1151)へ。

①前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、これを投票日前日の3月12日(土)までに本市の選挙管理委員会に持参して不在者投票をする。請求に必要な書類は、市役所5階選挙管理委員会、1階戸籍住民課、支所・連絡所にあります。請求手続きは早めにしましょう。

②投票日の前日(3月12日(土))までに、前住所地の市区町村の期日前投票所に行って投票する。

③投票日(3月13日(日))に、前住所地の投票所に行って投票する。

市内で転居した人は

2月16日(水)までに市内で転居の届出をした人は新住所地の投票所で、2月17日(木)以降の人は旧の投票所で投票することになります。

期日前投票・不在者投票
期日前投票・不在者投票は、2月25日(金)から3月12日(土)まで。ただし、平成16年11月24日から12月1日までに転入届出をした人は、原則3月2日(水)からとなります。土曜・日曜も投票できます。
投票の際は、投票日に投票所に行けない理由などを宣誓書(簡単な書式)に記載していただきます。(印鑑不要)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所別館2階第1会議室
持参 入場整理券(届いている場合)

指定病院や施設に入院(入所)の人

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所中の人で、不在者投票事由に該当する人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。指定されているかは病院・施設におたずねを。

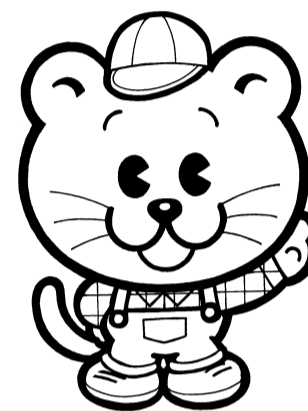
郵便等による不在者投票

投票用紙の請求は3月9日(水)まで

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの人で障害の程度が一定の要件(広報やちよ2月15日号に掲載)に該当する人、介護保険の介護保険被保険者証をお持ちの人で要介護「5」の人は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。投票用紙を請求するには、事前に市選挙管理委員会に身体障害者手帳など添えて、郵便等投票証明書の交付申請をし、同証明書の交付を受けておく必要があります。交付申請に必要な書類は市選挙管理委員会にあります。証明書の交付を受けている人は有効期限にご注意を。

郵便等による不在者投票の代理記載

郵便等による不在者投票ができる選挙人のうち、自分で投票用紙などに記載できない人は、代理記載をさせることができます。(詳しくは広報やちよ2月15日号が選挙管理委員会へ)



ほく、せんきよ君です

入場整理券は切り離して

投票所の入場整理券は、2月26日(土)頃までに到着するよう郵送します。ただし、16年11月24日から12月1日までに転入届出をした人については、3月2日以降の郵送となります。入場整理券は、1枚のはがきに同世帯の有権者3名連記になっていますので、切り離してお持ちください。届かなかったり、紛失・汚損しても投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。その場で本人確認し再発行します。

投票所での受付は地区別です

投票所での受付は、地区別(男女別はない)です。投票所の受付場所には地区名(大字・丁目又は地番)の表示がありますので、確認のうえ受付に入場整理券をお出しくください。

代理投票は申し出てください

身体が不自由などの理由で投票用紙に候補者氏名が書けない人は、投票所の係員による代理投票ができます。投票所で申し出てください。

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報は、3月6日(日)の朝日・読売・毎日・東京・産経・日本経済・千葉日報の朝刊に折り込む予定です。新聞未読世帯(広報やちよの郵送世帯は除く)には郵送しますので、市選挙管理委員会に連絡を。

選挙公報を置く施設

市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、勤労青少年ホーム、ふれあいプラザ、ふるさとステーション、市内各駅などにも置きますので、ご利用ください。

みんなですすめよう「三ない運動」

贈らない、求めない、受け取らない！

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附を求めることは厳しく制限されています。みんなで寄附禁止のルールを守り、お金のかからない明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附は禁止

政治家（公職の候補者、公職の候補者になるうとする者、現に公職にある者）が、選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党その他の政治団体又はその支部や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義であっても、次のものを除き罰則の対象になります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

や であっても、選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は罰則の対象とされます。

また、政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。選挙区内にある者とは、個人や法人の区別は問いませんので、個人はもとより会社・各種団体等への寄附はできません。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

政治家に対する寄附の勧誘や要求は禁止

有権者が、政治家に対し寄附を出すよう勧誘や要求をすることも禁止されています。また、政治家を威迫（人に不安の念を抱かせる行為）して、あるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

なお、政治家名義の寄附を求めることも禁止されています。

後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期に関係なく罰則をもって禁止されます。後援会の設立目的に関するものであっても花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものは、罰則をもって禁止されます。

なお、後援団体の設立目的に関する寄附でも、任期満了の90日前から選挙期日までは、禁止されます。

また、政治家は、任期満了の90日前から選挙期日までの間は、自分の後援団体に対しての寄附も禁止されています。



時候のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除いて、時候のあいさつ状（年賀状、寒中見舞、暑中見舞など）を出すことは、禁止されています。

あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対する有料のあいさつを目的とする広告を出すことは禁止されています。また、だれでも政治家や後援団体に対して、選挙区内にある者に対する有料のあいさつを目的とする広告を求めることは禁止されています。

八千代市明るい選挙推進協議会の活動

明るい選挙推進運動は、昭和27年に国民運動として始まり、本市では昭和44年に「八千代市明るい選挙推進協議会」が発足し、現在、市内の各種団体から推薦された方やこれまでの活動経験者などから構成された52名の委員が、明るくきれいな選挙の実現と投票率の向上に向けて、地域や推薦団体で活動しています。同協議会では、選挙時の街頭啓発のほか、一声運動を実施しています。ご協力ください。

♣平成16年度明るい選挙

啓発ポスターで入賞

八千代台西中学校3年・遠藤真菜美さんのポスターが、千葉県選挙管理委員会と千葉県明るい選挙推進協議会主催の平成16年度「明るい選挙啓発ポスター標語募集」のポスター部門（中学3年生の部）で、審査の結果佳作に入賞しました。（第1次審査は、市選挙管理委員会・市明るい選挙推進協議会が実施）



千葉県知事選挙における八千代市での投票率の推移

